

〈要約〉

J. R. コモンズの制度経済学における「将来性」(2)

Futurity on J. R. Commons' Institutional Economics (2)

高橋 真悟
Shingo Takahashi

コモンズの「将来性」に含まれる内容が、『制度経済学』特有のものであったのかということ、必ずしもそうではない。『制度経済学』が出版される約40年前の1893年の論文「健全な通貨」で、すでに主権による信用管理の必要性が述べられていた。また、1919年の『インダストリアル・グッドウィル』では、労働理論の中心部分として「グッドウィルの強制」という主張がなされていた。『制度経済学』以前のコモンズの経済思想には、金融と労使関係の分野において、将来性に該当する内容がすでに芽生えていた。その内容は、遺著となった『集団行動の経済学』における信用行政や労使行政の強調まで続くことになり、コモンズにとって大きな関心事であり続けた。よって、将来性で論じられている内容は、彼の経済思想全体を理解するうえでも重要なものといえる。

「将来性」の現代的意義は、信用行政のあり方と労使関係におけるグッドウィルの問題であるといえる。そのなかでも、われわれがコモンズから学ぶ点は、経営者と従業員の良き関係、すなわちグッドウィルによってゴーイング・コンサーンとしての企業価値を高め、それを維持する必要があるという点である。そして行政には、労使関係におけるグッドウィルの強制が求められるほか、債権者の「権利」を守る「権能」や、債務者の「義務」を強制する「責任」を発揮することによって、経済主体の「期待」を持続させなければならない。なぜなら、経済主体の「期待」が不安に陥れば、自らの権利の履行に疑問をもった経済主体は、生産活動や消費活動に慎重になるだけでなく、自らが属するゴーイング・コンサーンに対して、自発的意志を発揮した能動的な活動を躊躇するかもしれない。そうなれば、社会全体の停滞が懸念されることになるからだ。